

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する基準をここに公布する。

平成29年3月1日

市川市長 大久保 博

市川市告示第23号

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する基準

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成28年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第4章 (略) 第5章 指定第1号通所事業 <u>第1節 基本方針(第44条)</u> <u>第2節 人員に関する基準(第45条・第46条)</u> <u>第3節 設備に関する基準(第47条)</u> <u>第4節 運営に関する基準(第48条 -第55条)</u>	目次 第1章～第4章 (略) 第5章 指定第1号通所事業 <u>第1節 介護予防通所型サービス事業</u> <u>第1款 基本方針(第44条)</u> <u>第2款 人員に関する基準(第45 条・第46条)</u> <u>第3款 設備に関する基準(第47 条)</u>

<p><u>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条～第59条）</u></p> <p>附則</p> <p>第2章 指定に係る申請者の資格</p> <p>第3条 指定を受けようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第5章 指定第1号通所事業</p> <p>第1節 <u>基本方針</u></p>	<p><u>第4款 運営に関する基準（第48条～第55条）</u></p> <p><u>第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条～第59条）</u></p> <p><u>第2節 指定基準緩和通所型サービス事業に関する基準（第60条～第63条）</u></p> <p>附則</p> <p>第2章 指定に係る申請者の資格</p> <p>第3条 指定を受けようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>労働者の募集について、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第10条の規定に違反していないこと。</u></p> <p>(8) <u>第60条第1項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業者の指定にあつては、法第8条第1項に規定する居宅サービス（同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を除く。）、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同条第16項に規定する介護予防支援、第1号訪問事業若しくは第44条に規定する介護予防通所型サービス（第61条第2項において「居宅サービス等」という。）を実施していること又は実施していたことがあること。</u></p> <p>第5章 指定第1号通所事業</p> <p>第1節 <u>介護予防通所型サービス事業</u></p>
--	---

—
第44条 指定第1号通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

—
(従業者の員数)

第45条 指定第1号通所事業者が指定第1号通所事業所ごとに置くべき従業者(第4節において「指定第1号通所事業従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定第1号通所事業に係るサービスの提供日ごとに、指定第1号通所事業に係るサービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定第1号通所事業に係るサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 指定第1号通所事業に係るサービスの単位ごとに、専ら当該指定第1号通所事業に

第1款 基本方針

第44条 規則別表第1号通所事業の項第1号に規定する事業(以下「介護予防通所型サービス事業」という。)を行う者として指定を受けた者(以下「指定介護予防通所型サービス事業者」という。)が行う当該指定に係る介護予防通所型サービス事業(以下「指定介護予防通所型サービス事業」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

— 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第45条 指定介護予防通所型サービス事業者が指定介護予防通所型サービス事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所型サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(第4款において「指定介護予防通所型サービス事業従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供日ごとに、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、専ら当該指定介護

係るサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 指定第1号通所事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定第1号通所事業に係るサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定第1号通所事業に係るサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）__の指定を併せて受け、かつ、指定第1号通所事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）__の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定第1号通所事業に係るサービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所型サービス事業に係るサービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この款及び次款において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超

<p>(4) (略)</p> <p>2 当該指定第1号通所事業所の利用定員（当該指定第1号通所事業所において同時に指定第1号通所事業に係るサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定第1号通所事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定第1号通所事業に係るサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業に係るサービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定第1号通所事業に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定第1号通所事業に係るサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定第1号通所事業に係るサービスの単位は、指定第1号通所事業に係るサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 当該指定介護予防通所型サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所型サービス事業所において同時に指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所型サービス事業に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの単位は、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを</p>
---	---

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定第1号通所事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 (略)

8 指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定第1号通所事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第46条 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号通所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号通所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第47条 指定第1号通所事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定第1号通所事業に係るサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

いう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 (略)

8 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は地域密着型サービス基準省令第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第46条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

第47条 指定介護予防通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定第1号通所事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定第1号通所事業に係るサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定第1号通所事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定第1号通所事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第48条 指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定第1号通所事業に係るサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定第1号通所事業に係るサービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定第1号通所事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定第1号通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定第1号通所

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所型サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所型サービス事業に係るサービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所型サービス事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(利用料の受領)

第48条 指定介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない

事業に係るサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定第1号通所事業に係るサービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定第1号通所事業に係るサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 (略)

5 指定第1号通所事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第49条 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業所ごとに、次に掲げる事

指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 (略)

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第48条の2 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所型サービス事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所の従業者にこの款及び次款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第49条 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事

<p>業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定第1号通所事業</u>の利用定員</p> <p>(5) <u>指定第1号通所事業</u>の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 <u>指定第1号通所事業者</u>は、利用者に対し適切な<u>指定第1号通所事業</u>に係るサービスを提供できるよう、<u>指定第1号通所事業所</u>ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定第1号通所事業者</u>は、<u>指定第1号通所事業所</u>ごとに、当該<u>指定第1号通所事業所</u>の従業員によって<u>指定第1号通所事業</u>に係るサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定第1号通所事業者</u>は、<u>指定第1号通所事業従業員</u>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第51条 <u>指定第1号通所事業者</u>は、利用定員を超えて<u>指定第1号通所事業</u>に係るサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第52条 <u>指定第1号通所事業者</u>は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>指定介護予防通所型サービス事業</u>の利用定員</p> <p>(5) <u>指定介護予防通所型サービス事業</u>の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 <u>指定介護予防通所型サービス事業者</u>は、利用者に対し適切な<u>指定介護予防通所型サービス事業</u>に係るサービスを提供できるよう、<u>指定介護予防通所型サービス事業所</u>ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定介護予防通所型サービス事業者</u>は、<u>指定介護予防通所型サービス事業所</u>ごとに、当該<u>指定介護予防通所型サービス事業所</u>の従業員によって<u>指定介護予防通所型サービス事業</u>に係るサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定介護予防通所型サービス事業者</u>は、<u>指定介護予防通所型サービス事業従業員</u>の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第51条 <u>指定介護予防通所型サービス事業者</u>は、利用定員を超えて<u>指定介護予防通所型サービス事業</u>に係るサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第52条 <u>指定介護予防通所型サービス事業者</u>は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなけれ</p>
---	---

(衛生管理等)

第53条 指定第1号通所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、当該指定第1号通所事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第54条 指定第1号通所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

ばならない。

(衛生管理等)

第53条 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、当該指定介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条の2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、第47条第4項の指定介護予防通所型サービス事業に係るサービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第54条 指定介護予防通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、利用者に対する指定第1号通所事業に係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号、第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 指定第1号通所事業計画

(2)～(6) (略)

(準用)

第55条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第40条の規定は、指定第1号通所事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定第1号通所事業従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「指定第1号通所事業従業者」と、第40条中「指定第1号訪問事業者」とあるのは「指定第1号通所事業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定第1号通所事業の基本取扱方針)

第56条 指定第1号通所事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定第1号通所事業者は、自らその提供する指定第1号通所事業に係るサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号、第2号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 指定介護予防通所型サービス計画

(2)～(6) (略)

(準用)

第55条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条及び第40条の規定は、指定介護予防通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業従業者」と、第40条中「指定第1号訪問事業者」とあるのは「指定介護予防通所型サービス事業者」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所型サービス事業の基本取扱方針)

第56条 指定介護予防通所型サービス事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所型サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定第1号通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定第1号通所事業者は、指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定第1号通所事業の具体的取扱方針)

第57条 指定第1号通所事業の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定第1号通所事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定第1号通所事業の目標、当該目標を達成す

3 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所型サービス事業者は、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所型サービス事業の具体的取扱方針)

第57条 指定介護予防通所型サービス事業の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所型サービス事業

<p>るための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した<u>指定第1号通所事業計画</u>を作成すること。</p> <p>(3) <u>指定第1号通所事業計画</u>は、既に第1号事業サービス計画等が作成されている場合は、当該第1号事業サービス計画等の内容に沿って作成しなければならないこと。</p> <p>(4) <u>指定第1号通所事業所</u>の管理者は、<u>指定第1号通所事業計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(5) <u>指定第1号通所事業所</u>の管理者は、<u>指定第1号通所事業計画</u>を作成した際には、当該<u>指定第1号通所事業計画</u>を利用者に交付しなければならないこと。</p> <p>(6) <u>指定第1号通所事業</u>に係るサービスの提供に当たっては、<u>指定第1号通所事業計画</u>に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(7) <u>指定第1号通所事業</u>に係るサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(8) <u>指定第1号通所事業</u>に係るサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(9) <u>指定第1号通所事業所</u>の管理者は、<u>指定第1号通所事業計画</u>に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該<u>指定第1号通所事業計画</u>に係る利用者の状態、当該利用</p>	<p>の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した<u>指定介護予防通所型サービス計画</u>を作成すること。</p> <p>(3) <u>指定介護予防通所型サービス計画</u>は、既に第1号事業サービス計画等が作成されている場合は、当該第1号事業サービス計画等の内容に沿って作成しなければならないこと。</p> <p>(4) <u>指定介護予防通所型サービス事業所</u>の管理者は、<u>指定介護予防通所型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(5) <u>指定介護予防通所型サービス事業所</u>の管理者は、<u>指定介護予防通所型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>指定介護予防通所型サービス計画</u>を利用者に交付しなければならないこと。</p> <p>(6) <u>指定介護予防通所型サービス事業</u>に係るサービスの提供に当たっては、<u>指定介護予防通所型サービス計画</u>に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</p> <p>(7) <u>指定介護予防通所型サービス事業</u>に係るサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(8) <u>指定介護予防通所型サービス事業</u>に係るサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(9) <u>指定介護予防通所型サービス事業所</u>の管理者は、<u>指定介護予防通所型サービス計画</u>に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該<u>指定介護予防通所型サービス計画</u></p>
--	--

者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る第1号事業サービス計画等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該指定第1号通所事業計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該指定第1号通所事業計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

- (10) 指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る第1号事業サービス計画等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。
- (11) 指定第1号通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定第1号通所事業計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

（指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たっての留意点）

第58条 指定第1号通所事業に係るサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、第1号事業サービス計画等の作成に当たって行われるアセスメントにおいて把握された課題、指定第1号通所事業に係るサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たつ

に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る第1号事業サービス計画等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該指定介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該指定介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

- (10) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る第1号事業サービス計画等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。
- (11) 指定介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定介護予防通所型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

（指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たっての留意点）

第58条 指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、第1号事業サービス計画等の作成に当たって行われるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所型サービス事業に係るサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提

ては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (3) 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第59条 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

- 3 指定第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 指定第1号通所事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (3) 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第59条 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

- 3 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 指定介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第2節 指定基準緩和通所型サービス事業に関する基準

(従業者の員数)

第60条 規則別表第1号通所事業の項第2号に規定する事業（以下「基準緩和通

所型サービス事業」という。)を行う者として指定を受けた者(以下「指定基準緩和通所型サービス事業者」という。)が行う当該指定に係る基準緩和通所型サービス事業(以下「指定基準緩和通所型サービス事業」という。)を行う事業所(以下「指定基準緩和通所型サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者は、介護職員とする。この場合において、介護職員の員数は、指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスを提供している時間数で除して得た数が利用者(当該指定基準緩和通所型サービス事業者が指定基準緩和通所型サービス事業と指定介護予防通所型サービス事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における指定基準緩和通所型サービス事業、指定介護予防通所型サービス事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護に係るサービスの利用者。以下この条及び第62条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 指定基準緩和通所型サービス事業者は、指定基準緩和通所型サービス事業の単位ごとに、前項の介護職員を、常時1人以上当該指定基準緩和通所型サービス事業に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定基準緩和通所型サービス事業の

単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の指定基準緩和通所型サービス事業の単位は、指定基準緩和通所型サービス事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5 指定基準緩和通所型サービス事業と指定介護予防通所型サービス事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定介護予防通所型サービス事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第61条 指定基準緩和通所型サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定基準緩和通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定基準緩和通所型サービス事業者は、前項の管理者となる者が居宅サービス等のいずれのサービスにも従事したことがない者である場合には、当該管理者となる者に対し、高齢者の心身の特性、接遇、緊急時の対応、個人情報取扱い、その他指定基準緩和通所型サービスの提供に必要な事項について、あらかじめ研修を行わなければならない。

(設備及び備品等)

第62条 指定基準緩和通所型サービス事業所には、居間を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定基準緩和通所型サービス

事業に係るサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 居間は、単位ごとの利用者及び従業員が一堂に会することができる広さを有するものとする。ただし、居間で四肢を動作させる機能訓練を実施する場合には、3平方メートルに当該指定基準緩和通所型サービス事業所の利用定員（当該指定基準緩和通所型サービス事業所において同時に指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定基準緩和通所型サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定基準緩和通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定基準緩和通所型サービス事業と指定介護予防通所型サービス事業、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、前節第3款に定める当該指定介護予防通所型サービス事業の設備に関する基準、指定居宅サービス等基準第7章第3節に定める指定通所介護に係る設備に関する基準又は指定地域密着型サービス基準省令第2章の2第3節に定める指定地域密着型通所介護に係る設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ

	<p><u>とができる。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第63条 第9条から第18条まで、第20条から第22条まで、第24条、第25条、第31条から第36条まで、第38条、第40条、第44条並びに前節第4款(第55条を除く。)及び第5款の規定は、指定基準緩和通所型サービス事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス事業従業者」と、第54条第2項第1号中「指定介護予防通所型サービス計画」とあるのは「指定基準緩和通所型サービス計画」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

附 則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。